

国民年金法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）抄	1
○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）抄	4
○ 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）抄	8
○ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）抄	11
○ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）抄	12
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）抄	13
○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）抄	15
○ 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）抄	17
○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）抄	19
○ 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）抄	22
○ 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百九十四号）抄	24

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）抄 25

○ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）抄 26

国民年金法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号） 抄

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（市町村が処理する事務） 第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。 一〇八 （略） 九 法第八十九条第二項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務 十一十三 （略） （端数処理） 第四条の三 （略） （未支給の年金を受けるべき者の順位） 第四条の三の二 法第十九条第四項に規定する未支給の年金を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。	（市町村が処理する事務） 第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。 一〇八 （略） （新設） 九十二 （略） （端数処理） 第四条の三 （略） （新設）

(遺族基礎年金等の生計維持の認定)

第六条の四 法第三十七条の二第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は子及び法第四十九条第一項に規定する夫の死亡の当時その者によつて生計を維持していた妻は、当該被保険者又は被保険者であつた者及び夫の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

(法第八十九条第一号の政令で定める給付等)

第六条の五 法第八十九条第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 十三 (略)

2 法第八十九条第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 八 (略)

(法第九十四条第三項の政令で定める額)

第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に

(遺族基礎年金等の生計維持の認定)

第六条の四 法第三十七条の二第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた妻又は子及び法第四十九条第一項に規定する夫の死亡の当時その者によつて生計を維持していた妻は、当該被保険者又は被保険者であつた者及び夫の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

(法第八十九条第一号の政令で定める給付等)

第六条の五 法第八十九条第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 十三 (略)

2 法第八十九条第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 八 (略)

(法第九十四条第三項の政令で定める額)

第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める

2 (略) 定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が平成二十三年三月であつて、平成二十五年四月に追納する場合は、この限りでない。 (表略)	2 (略) 率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が平成二十三年三月であつて、平成二十五年四月に追納する場合は、この限りでない。 (表略)
--	---

◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号） 抄
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（未支給の保険給付を受けるべき者の順位） 第三条の二 法第三十七条第四項に規定する未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である夫であつた場合における被保険者又は被保険者であつた者の子であつてその者の死亡によつて遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものを含む）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。 （法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定） 第三条の二の二 （略） （法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額等を算定する場合の標準報酬の決定等に関する規定の技術的読替え） 第三条の六の二 法第四十六条第二項の規定により法第二十条から第二十五条までの規定を準用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略）	（新設） （法第三十八条第二項に規定する政令で定める規定） 第三条の二 （略） （法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額等を算定する場合の標準報酬の決定等に関する規定の技術的読替え） 第三条の六の二 法第四十六条第二項の規定により法第二十条から第二十五条までの規定を準用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略）

(略)	第二十三条の二第二項及び第二十三条の三第一項	被保険者	七十歳以上の使用される者
		第二十一条	第四十六条第二項において準用する第二十一条

(法第四十六条第七項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 法第四十六条第七項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一五 (略)

六 移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」といい、その年金額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）の月数が二百四十以上であるもの又は沖縄特別措置政令第六十四条第四号に規定するものに限る。）及び障害共済年金（以下「移行障害共済年金」という。）並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。第六条の五第七号において同じ。）並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金（以下それぞれ「移行退職年金」、「移行減額退職年金」及び「移行障害年金」と

(略)	第二十三条の二第二項	被保険者	七十歳以上の使用される者
		第二十一条	第四十六条第二項において準用する第二十一条

(法第四十六条第七項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 法第四十六条第七項（法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一五 (略)

六 移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち退職共済年金（以下「移行退職共済年金」といい、その年金額の計算の基礎となる旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）の月数が二百四十以上であるもの又は沖縄特別措置政令第六十四条第四号に規定するものに限る。）及び障害共済年金（以下「移行障害共済年金」という。）並びに特例障害農林年金（平成十三年統合法附則第二十五条第三項の規定により同項に規定する存続組合が支給するものとされた同条第四項第十一号に掲げる特例障害農林年金をいう。）並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）のうち退職年金、減額退職年金及び障害年金（以下それぞれ「移行退職年金」、「移行減額退職年金」及び「移行障害年金」という。）

いう。)

七〇十二 (略)

(二以上の事業所又は船舶に使用される場合の保険料)

第四条 法第八十二条第三項の規定により被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十三条の二第一項、第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定により算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乘じて得た額とする。

二〇四 (略)

(法附則第九条の二第五項第一号に規定する政令で定める年金たる給付)

第六条の五 法附則第九条の二第五項第一号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 障害厚生年金及び旧法による障害年金
- 二 国民年金法による障害基礎年金及び旧国民年金法による障害年金
- 三 旧船員保険法による障害年金
- 四 国家公務員共済組合法による障害共済年金、旧国家公務員等共済組合法による障害年金及び旧国の施行法による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもの
- 五 地方公務員等共済組合法による障害共済年金、旧地方公務員等共済組合法による障害年金及び旧地方の施行法による年金たる給付で

七〇十二 (略)

(二以上の事業所又は船舶に使用される場合の保険料)

第四条 法第八十二条第三項の規定により被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十三条の二第一項又は第二十四条第一項の規定により算定した額を当該被保険者の報酬月額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乘じて得た額とする。

二〇四 (略)

(新設)

あつて障害を支給事由とするもの 六 私立学校教職員共済法による障害共済年金及び旧私立学校教職員共済組合法による障害年金 七 移行障害共済年金、特例障害農林年金及び移行障害年金 (法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率) 第六条の六 (略) 2 (略)	(法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率) 第六条の五 (略) 2 (略)
--	---

◎ 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号） 抄
（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 厚生年金基金 第一節～第五節（略） 第六節 費用の負担（第三十二条―第三十六条の五） 第七節～第十節（略） 第二章（略） 第三章（略） 附則 （給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法） 第十八条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第二十一条から第二十五条までの規定の例による。ただし、第十六条ただし書の規定による承認を受けて報酬及び賞与の範囲に含まれない労働の対償の全部又は一部を標準給与の基礎となる給与の範囲に含ませた基金は、その例によるものとされる法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十三條の三第一項及び第二十四條の三の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の決定及び改定につき別段の定めをすることができる。	目次 第一章 厚生年金基金 第一節～第五節（略） 第六節 費用の負担（第三十二条―第三十六条の四） 第七節～第十節（略） 第二章（略） 第三章（略） 附則 （給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法） 第十八条 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第二十一条から第二十五条までの規定の例による。ただし、第十六条ただし書の規定による承認を受けて報酬及び賞与の範囲に含まれない労働の対償の全部又は一部を標準給与の基礎となる給与の範囲に含ませた基金は、その例によるものとされる法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項及び第二十四條の三の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の決定及び改定につき別段の定めをすることができる。

(事業主の掛金の負担割合を増加することができる限度)

第三十四条 基金は、各加入員（法第百三十九条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは法第百四十条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は免除保険料額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている加入員を除く。）の負担すべき掛金の額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合が、当該加入員に係る免除保険料額の二分の一に相当する額（法第百二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）の当該加入員に係る掛金の額に対する割合に満たないこととならない限り、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の割合を増加することができる。

2 (略)

(同一の基金の二以上の設立事業所に使用される場合の掛金)

第三十五条 (略)

2 (略)

(産前産後休業をしている加入員に係る掛金の負担に関する技術的読替え)

(事業主の掛金の負担割合を増加することができる限度)

第三十四条 基金は、各加入員（法第百三十九条第七項又は同条第八項若しくは法第百四十条第九項の規定により免除保険料額（当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は免除保険料額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている加入員を除く。）の負担すべき掛金の額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合が、当該加入員に係る免除保険料額の二分の一に相当する額（法第百二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に法第百三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）の当該加入員に係る掛金の額に対する割合に満たないこととならない限り、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の割合を増加することができる。

2 (略)

(同一の基金の二以上の設立事業所に使用される場合の掛金)

第三十五条 (略)

2 (略)

第三十五条の二 法第百三十九条第九項の規定により同条第七項及び第八項の規定を準用する場合には、同条第七項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、「加入員（第九項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている加入員及び）」とあるのは「加入員（と、同条第八項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、「加入員（次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている加入員を除く。）」とあるのは「加入員」と読み替えるものとする。

（設立事業所以外の二以上の事業所に使用される場合の徴収金の納付義務）

第三十六条 （略）

（産前産後休業をしている加入員に係る徴収金に関する技術的読替え）

第三十六条の二 法第百四十条第十項の規定により同条第八項及び第九項の規定を準用する場合には、同条第八項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、同条第九項中「育児休業等」とあるのは「産前産後休業」と、「加入員（次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしている当該加入員を除く。）」とあるのは「加入員」と読み替えるものとする。

第三十六条の三 第三十六条の五 （略）

（新設）

（設立事業所以外の二以上の事業所に使用される場合の徴収金の納付義務）

第三十六条 （略）

（新設）

第三十六条の二 第三十六条の四 （略）

◎ 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号） 抄
（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任） 第七条の二 法第二十二條第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 一 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十一條の二及び第八十一條の二の二の規定による申出の受理 二 六 （略）	（日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任） 第七条の二 法第二十二條第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。 一 法第二十二條第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十一條の二の規定による申出の受理 二 六 （略）

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号） 抄
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（老齢基礎年金の支給の繰下げの特例） 第二十三条 国民年金法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は被用者年金各法による年金たる給付（」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付又は被用者年金各法による年金たる給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含むものとし、」とする。	（老齢基礎年金の支給の繰下げの特例） 第二十三条 国民年金法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「若しくは被用者年金各法による年金たる給付（」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付（昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含むものとし、」とする。

◎ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号） 抄
 （第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例） 第十条 （略） 2 六十五歳に達した日において新保険料納付済期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項又は第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされたものを含む、同条第四項に規定するものを除く。）及び新保険料免除期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされたものを含む。）を有しない者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）であつて、同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したものの次に掲げる期間を合算した期間が二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。次条において同じ。）以上となつたときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。 一・二 （略）	（国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例） 第十条 （略） 2 六十五歳に達した日において新保険料納付済期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項又は第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされたものを含む、同条第四項に規定するものを除く。）及び新保険料免除期間（昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされたものを含む。）を有しない者（昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）であつて、同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したものの次に掲げる期間を合算した期間が二十五年（昭和六十年法律第三十四号附則別表第一の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。次条において同じ。）以上となつたときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。 一・二 （略）

三 新保険料納付済期間（国民年金法附則第七条の三第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号。以下「平成十六年法律第九十五号」という。）附則第十条第三項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年法律第四百四号」という。）附則第二十一条第二項の規定により新保険料納付済期間に算入するものとされた期間、平成十六年法律第九十五号附則第十一条第十項及び平成十六年法律第四百四号附則第二十三条第十項の規定により国民年金法第七条第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係る新保険料納付済期間並びに第七条、前条第四項及び旧令第四条第四項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）

四（略）

3（略）

6 第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と、同項第一号中「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、同項第二号中「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。

7（略）

三 新保険料納付済期間（国民年金法附則第七条の三第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号。以下「平成十六年法律第九十五号」という。）附則第十条第三項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年法律第四百四号」という。）附則第二十一条第二項の規定により新保険料納付済期間に算入するものとされた期間、平成十六年法律第九十五号附則第十一条第九項及び平成十六年法律第四百四号附則第二十三条第九項の規定により国民年金法第七条第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係る新保険料納付済期間並びに第七条、前条第四項及び旧令第四条第四項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）

四（略）

3（略）

6 第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

7（略）

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号） 抄
（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え） 第二十三条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				（改正前国共済法による年金たる給付の支給等に関する規定の技術的読替え） 第二十三条 平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる国家公務員共済組合法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
（略）				（略）			
第七十三条の二	組合員	厚生年金保険の被保険者		第七十三条の二	組合員	厚生年金保険の被保険者	
第一項第五号	第百条の二	厚生年金保険法第八十一条の二		第一項第五号	第百条の二	厚生年金保険法第八十一条の二	
第七十三条の二	組合員	厚生年金保険の被保険者		（新設）			
第一項第六号	第百条の二の二	厚生年金保険法第八十一条の二					
第七十三条の二	組合員	厚生年金保険の被保険者		（新設）			
第三項	組合員	厚生年金保険の被保険者					
第七十四条の三	この法律による年金である給付	この法律による年金である給付		第七十四条の三	この法律による年金である給付	この法律による年金である給付	
第一項	（	（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以		第一項	（	（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（以	

◎ 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）抄
（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 平成十四年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置（第十条―第十三条の二） 第三章（略） 附則 （老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置） 第十三条（略） 2・3（略） 第十三条の二 平成十二年改正法附則第十七条第一項に規定する者（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第一項ただし書に該当する者を除く。）が平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたときは、公的年金制度の財政基盤及び最低保障	目次 第一章（略） 第二章 平成十四年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置（第十条―第十三条） 第三章（略） 附則 （老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置） 第十三条（略） 2・3（略） （新設）

機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日において、当該申出があつたものとみなす。

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）抄
（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の技術的読替え） 第二十三条 平成十三年統合法附則第十六条第十八項の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げるものとし、移行農林共済年金及び移行農林年金について、これらの規定を適用する場合には、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る国民年金法等の支給停止に関する規定等の技術的読替え） 第二十三条 平成十三年統合法附則第十六条第十八項の政令で定める規定は、次の表の上欄に掲げるものとし、移行農林共済年金及び移行農林年金について、これらの規定を適用する場合には、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
（略） 国民年金法第二十八条	（略） 国民年金法第百八条第二項	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
（略） 国家公務員共済組合法第七十八条の二第一項	（略） 国家公務員共済組合法第七十八条の二第一項	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）

	く。）	く。）
(略) 地方公務員等 共済組合法第 八十条の二	私立学校教職員共 済法による年金で ある給付（退職を 給付事由とする年 金である給付を除 く。）	私立学校教職員共済法による年 金である給付（退職を給付事由 とする年金である給付を除く。 ）、移行年金給付（退職を給付 事由とする年金である給付を除 く。）
(略)	2 移行農林共済年金及び移行農林年金について前項の規定を適用する 場合においては、平成十四年改正政令の規定による改正前の次の表の 上欄に掲げる規定は、なおその効力を有する。この場合において、当 該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。	
(略) 昭和六十一年 国民年金等経 過措置政令第 二十三条	新国民年金法	厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律 の施行に伴う移行農林共済年金 等に関する経過措置に関する政 令（平成十四年政令第四十四号 ）第二十三条第一項において読 み替えられた国民年金法

		く。以下この条に おいて同じ。）	とする年金である給付を除く。 ）
(略)	地方公務員等 共済組合法第 八十条の二	私立学校教職員共 済法による年金で ある給付（退職を 給付事由とする年 金である給付を除 く。以下この条に おいて同じ。）	私立学校教職員共済法による年 金である給付（退職を給付事由 とする年金である給付を除く。 以下この条において同じ。） 移行年金給付（退職を給付事由 とする年金である給付を除く。 ）
(略)			
2	移行農林共済年金及び移行農林年金について前項の規定を適用する 場合においては、平成十四年改正政令の規定による改正前の次の表の 上欄に掲げる規定は、なおその効力を有する。この場合において、当 該規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。		
(略)	昭和六十一年 国民年金等経 過措置政令第 二十三条	新国民年金法	厚生年金保険制度及び農林漁業 団体職員共済組合制度の統合を 図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律 の施行に伴う移行農林共済年金 等に関する経過措置に関する政 令（平成十四年政令第四十四号 ）第二十三条第一項において読 み替えられた新国民年金法

3 (略)	(略)			
		若しくは	給付「	給付「
		又は	給付(移行年金給付を含み、	給付(移行年金給付を含み、
			保険給付及び移行年金給付	保険給付

3 (略)	(略)			
		(新設)	給付「	給付「
			給付(移行年金給付を含み、	給付(移行年金給付を含み、
			保険給付及び移行年金給付	保険給付

◎ 独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）
（第十条関係）

抄

改正案	現行
（未支給の年金給付を受けるべき者の順位） 第一条 独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第二十二條第三項に規定する未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。 （農業者老齡年金の額の算定方法） 第一条の二 法第二十九條の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。 一・二 （略） 2 （略） （特例付加年金の額の算定方法） 第四条 法第三十二條の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数	（新設） （農業者老齡年金の額の算定方法） 第一条 独立行政法人農業者年金基金法（以下「法」という。）第二十九條の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。 一・二 （略） 2 （略） （特例付加年金の額の算定方法） 第四条 法第三十二條の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数

が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

一 (略)

二 第一条の二第一項第二号の予定利率及び予定死亡率を勘案して、将来にわたって、特例付加年金に関する事業に係る財政の均衡を保つことができるように農林水産大臣が定める数

(死亡一時金の額の算定方法)

第七条 (略)

2 現価相当額は、各年分農業者老齢年金の額を当該額の算定の基礎となつた第一条の二第一項第二号の予定利率による複利現価法によってその者が死亡した日の属する月の翌月から当該各年分農業者老齢年金に係る支払時期までの期間に応じて割り引いた額（その額に五十銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。）とする。

(国民年金保険料免除期間についての要件)

第二十五条 法第四十五条第三項第七号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその国民年金法第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで又は第九十条の三第一項の規定のいずれにも該当しなくなつた日の前日までの期間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であつたこと。

二 (略)

が生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）」とする。

一 (略)

二 第一条第一項第二号の予定利率及び予定死亡率を勘案して、将来にわたって、特例付加年金に関する事業に係る財政の均衡を保つことができるように農林水産大臣が定める数

(死亡一時金の額の算定方法)

第七条 (略)

2 現価相当額は、各年分農業者老齢年金の額を当該額の算定の基礎となつた第一条第一項第二号の予定利率による複利現価法によってその者が死亡した日の属する月の翌月から当該各年分農業者老齢年金に係る支払時期までの期間に応じて割り引いた額（その額に五十銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。）とする。

(国民年金保険料免除期間についての要件)

第二十五条 法第四十五条第三項第七号の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその国民年金法第八十九条、第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで又は第九十条の三第一項の規定のいずれにも該当しなくなつた日の前日までの期間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であつたこと。

二 (略)

◎ 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百九十四号） 抄
（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率の特例） 第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付の受給権者であつて、当該年度に六十五歳に達するものに適用される再評価率（同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定について国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十一条の規定が適用される年度においては、厚生年金保険法施行令第六条の六の規定にかかわらず、厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、一（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十七年（国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条に規定する政令で定める率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その低下した比率）とする。	附 則 （厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率の特例） 第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付の受給権者であつて、当該年度に六十五歳に達するものに適用される再評価率（同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。）の改定について国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十一条の規定が適用される年度においては、厚生年金保険法施行令第六条の五の規定にかかわらず、厚生年金保険法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、一（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十七年（国民年金法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により読み替えられた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条に規定する政令で定める率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その低下した比率）とする。

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号） 抄
（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由） 第四十五条 法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 配偶者 国民年金法第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は同法第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に若しくは時を異にしてその全ての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 二（略）	（法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由） 第四十五条 法第二十条第一項ただし書に規定する政令で定める事由は、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 妻 国民年金法第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は同法第三十九条第一項に規定する子が一人であるときはその子が、同項に規定する子が二人以上であるときは同時に若しくは時を異にしてそのすべての子が、同条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 二（略）

◎ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号） 抄
（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（国民年金法による老齢基礎年金の支給要件等の特例） 第三条（略） 2ゝ5（略） 6 第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と、同項第一号中「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）」と、同項第二号中「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。 7（略） （事務の処理に関する特例） 第九条 国民年金法施行令第一条の二第四号及び第十二号に掲げる事務	（国民年金法による老齢基礎年金の支給要件等の特例） 第三条（略） 2ゝ5（略） 6 第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。 7（略） （事務の処理に関する特例） 第九条 国民年金法施行令第一条の二第四号及び第十一号に掲げる事務

(第三条第一項の規定により読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条第一項、第三条第二項、第四条及び第五条の規定による老齢基礎年金又は老齢年金に係るものに限る。)は、同令第一条の二の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

(未支給の特別給付金)

第十六条 死刑再審無罪者が特別給付金の支給を請求した後に死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき特別給付金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の特別給付金の支給を請求することができる。

2・3 (略)

(第三条第一項の規定により読み替えて適用する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条第一項、第三条第二項、第四条及び第五条の規定による老齢基礎年金又は老齢年金に係るものに限る。)は、同令第一条の二の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

(未支給の特別給付金)

第十六条 死刑再審無罪者が特別給付金の支給を請求した後に死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき特別給付金でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の特別給付金の支給を請求することができる。

2・3 (略)